

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（秋田・船岡地区、地拵・植付・下刈外3）
- 2 事業場所 秋田県秋田市仁別字仁別沢国有林44林班い小班外
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の翌日から令和7年12月5日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 技術提案事項の履行確保
なし
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が确实と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約事項

別紙1のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月31日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3
分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 橋爪 一彰 印

請負者 住所
氏名 印

事業内訳書

秋田・船岡地区

記入番号	作業種及び作業手段	林小班	数量 (小班面積)	単位	事業期間	担当区	主たる樹種 植栽密度	林令	備考
1	地拵 機械	44い	2.97	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	—	—	筋置2.97ha
2	地拵 機械	48は1	1.87	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	—	—	筋置1.87ha
3	地拵 機械	48に	2.50	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	—	—	筋置2.5ha
4	地拵 機械	48ち	2.42	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	—	—	筋置2.42ha
5	地拵 機械	48り	3.67	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	—	—	筋置3.67ha
	計		13.43	ha					
1	植付 人力	44い	2.97	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	2,400本/ha	—	スギコンテナ苗(少花粉) 7,150本
2	植付 人力	48は1	1.87	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	2,000本/ha	—	スギコンテナ苗(少花粉) 3,750本
3	植付 人力	48に	2.50	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	2,000本/ha	—	スギコンテナ苗(少花粉) 5,000本
4	植付 人力	48ち	2.42	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	2,000本/ha	—	スギコンテナ苗(少花粉) 4,850本
5	植付 人力	48り	3.67	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 6. 30	仁別	2,000本/ha	—	スギコンテナ苗(少花粉) 7,350本
	計		13.43	ha					
1	下刈(全刈) 機械	30よ	5.42	ha	自 R7. 8. 1 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	5	作業期間の指定あり 複層伐(帯状)
2	下刈(筋刈) 機械	34へ	0.85 (1.16)	ha	自 R7. 9. 1 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	6	作業期間の指定あり 刈幅1.6m 複層伐(帯状)
3	下刈(筋刈) 機械	34り	0.24 (0.33)	ha	自 R7. 9. 1 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	6	作業期間の指定あり 刈幅1.6m 複層伐(帯状)
4	下刈(筋刈) 機械	34か	1.22 (1.66)	ha	自 R7. 8. 1 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	6	作業期間の指定あり 刈幅1.6m 複層伐(帯状)
5	下刈(筋刈) 機械	39る	2.77 (3.84)	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,100本/ha	7	刈幅1.6m
6	下刈(筋刈) 機械	43と	3.91 (5.24)	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 1,750本/ha	6	刈幅1.8m
7	下刈(筋刈) 機械	43ぬ	2.54 (3.40)	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 1,750本/ha	6	刈幅1.8m
8	下刈(全刈) 機械	43か	1.03	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,400本/ha	3	複層伐(帯状)
9	下刈(全刈) 機械	47は	1.02	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,400本/ha	3	複層伐(帯状)
10	下刈(全刈) 機械	48は	2.94	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	5	
11	下刈(全刈) 機械	48ぬ	4.75	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	5	

記入 番号	作業種及び 作業手段	林小班	数量 (小班面積)	単位	事業期間	担当区	主たる樹種 植栽密度	林令	備 考
12	下刈(全刈) 機械	48か	1.50	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	5	
13	下刈(全刈) 機械	56い	3.40	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	3	
14	下刈(全刈) 機械	60ろ	2.95	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	3	
15	下刈(全刈) 機械	60ろ1	7.73	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	仁別	スギ 2,000本/ha	4	
16	下刈(全刈) 機械	240は	3.37	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	岱	スギ 2,000本/ha	5	
17	下刈(全刈) 機械	278は	0.60	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	鶴養	スギ 2,000本/ha	4	
18	下刈(全刈) 機械	278は1	0.13	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	鶴養	スギ 2,300本/ha	4	
19	下刈(全刈) 機械	286ろ	0.88	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	鶴養	スギ 2,000本/ha	4	
20	下刈(全刈) 機械	287ま	0.93	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	鶴養	スギ 2,000本/ha	2	
21	下刈(全刈) 機械	2007に	6.30	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	船岡	スギ 2,000本/ha	5	
22	下刈(全刈) 機械	2010は	4.41	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	船岡	スギ 2,000本/ha	2	
23	下刈(全刈) 機械	2026に	1.24	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	船岡	スギ 2,000本/ha	4	
24	下刈(全刈) 機械	2026ほ	0.55	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	船岡	スギ 2,000本/ha	4	
25	下刈(全刈) 機械	2030い1	1.79	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	船岡	スギ 2,000本/ha	6	
26	下刈(全刈) 機械	2030へ	4.54	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	船岡	スギ 2,000本/ha	6	
27	下刈(全刈) 機械	2060ろ	2.41	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	船岡	スギ 2,000本/ha	5	
	計		69.42	ha					
1	除伐 人力	36ろ	0.51	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	仁別	スギ	8	
2	除伐 人力	36に	0.36	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	仁別	スギ	8	
3	除伐 人力	2005ち	6.28	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	船岡	スギ	10	
4	除伐 人力	2014へ	1.68	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	船岡	スギ	13	
5	除伐 人力	2014へ1	2.50	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	船岡	スギ	13	
6	除伐 人力	2015い4	3.08	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	船岡	スギ	13	
7	除伐 人力	2015い5	5.83	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	船岡	スギ	13	
8	除伐 人力	2015は2	0.48	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	船岡	スギ	13	

記入番号	作業種及び作業手段	林小班	数量 (小班面積)	単位	事業期間	担当区	主たる樹種 植栽密度	林令	備考
9	除伐 人力	2015ほ3	1.08	ha	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	スギ	13	
10	除伐 人力	2066に	1.61	ha	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	スギ	9	
11	除伐 人力	2066ほ	1.09	ha	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	スギ	9	
12	除伐 人力	2067ほ	2.50	ha	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	スギ	14	
	計		27.00	ha					
1	除伐Ⅱ類 人力	2015い3	1.01	ha	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	スギ	24	
2	除伐Ⅱ類 人力	2015ほ	2.07	ha	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	スギ	24	
3	除伐Ⅱ類 人力	2032ろ3	0.90	ha	自 R 7. 8. 1 8 至 R 7. 1 0. 3 1	船岡	スギ	24	作業期間の指定あり
4	除伐Ⅱ類 人力	2032ろ4	1.63	ha	自 R 7. 8. 1 8 至 R 7. 1 0. 3 1	船岡	スギ	24	作業期間の指定あり
5	除伐Ⅱ類 人力	2070ろ12	0.60	ha	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	スギ	24	
	計		6.21	ha					
1	歩道整備 機械	仁別沢	2.76	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	仁別	—	—	1~130
2	歩道整備 機械	矢櫃①	1.54	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	岱	—	—	甲91~甲1
3	歩道整備 機械	矢櫃②	0.40	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	岱	—	—	官1~官17
4	歩道整備 機械	矢櫃③	1.43	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	岱	—	—	乙1~乙58
5	歩道整備 機械	矢櫃④	0.16	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	岱	—	—	甲114~甲115
6	歩道整備 機械	矢櫃⑤	0.13	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	岱	—	—	甲180~甲181
7	歩道整備 機械	大川前①	1.26	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	—	—	イ介1~イ介43
8	歩道整備 機械	大川前②	0.42	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	—	—	ロ介1~ロ介13
9	歩道整備 機械	大川前③	0.53	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	—	—	ハ介1~ハ介28
10	歩道整備 機械	大川前④	0.42	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	—	—	ニ介1~ニ介16
11	歩道整備 機械	大川前⑤	0.35	km	自 契約締結日の翌日 至 R 7. 1 2. 5	船岡	—	—	ホ介1~ホ介13
	計		9.40	km					

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（田沢湖地区、地拵・植付・下刈外3）
- 2 事業場所 秋田県仙北市田沢湖田沢字小和瀬沢国有林 3041 林班え④小班外
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の翌日から令和7年12月5日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 技術提案事項の履行確保
なし
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実に認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約事項

別紙1のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月31日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3
分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 橋爪 一彰 印

請負者 住所
氏名 印

事業内訳書

田沢湖地区

記入番号	作業種及び作業手段	林小班	数量 (小班面積)	単位	事業期間	担当区	主たる樹種 植栽密度	林令	備考
1	地拵 機械	3041え④	4.35	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 10. 31	玉一	—	—	筋置4.35ha
2	地拵 機械	3041え⑤	2.71	ha	自 契約締結日の翌日 至 R7. 10. 31	玉一	—	—	筋置2.71ha
	計		7.06	ha					
1	植付 人力	3041え④	4.35	ha	自 R7. 9. 1 至 R7. 10. 31	玉一	2,000本/ha	—	スギコンテナ苗 8,700本
2	植付 人力	3041え⑤	2.71	ha	自 R7. 9. 1 至 R7. 10. 31	玉一	2,000本/ha	—	スギコンテナ苗 5,450本
	計		7.06	ha					
1	下刈(筋刈) 機械	3007と	5.42 (7.38)	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉二	スギ 2,000本/ha	4	刈幅1.6m
2	下刈(筋刈) 機械	3007そ1	4.17 (5.68)	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉二	スギ 2,000本/ha	4	刈幅1.6m
3	下刈(全刈) 機械	3008ね4	3.07	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉二	スギ 2,000本/ha	6	
4	下刈(全刈) 機械	3010い1	2.00	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉二	スギ 2,000本/ha	6	
5	下刈(全刈) 機械	3010な3	1.32	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉二	スギ 2,000本/ha	6	
6	下刈(全刈) 機械	3027は	1.77	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	5	
7	下刈(全刈) 機械	3027は1	0.21	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,100本/ha	5	
8	下刈(全刈) 機械	3027ら	4.70	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	6	
9	下刈(全刈) 機械	3027の2	1.10	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	5	
10	下刈(全刈) 機械	3027の3	4.57	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	5	
11	下刈(全刈) 機械	3027や	3.70	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	5	
12	下刈(全刈) 機械	3038す5	5.76	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 6. 20	玉一	スギ 2,000本/ha	3	作業期間の指定あり
13	下刈(全刈) 機械	3041ぬ3	1.65	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	5	
14	下刈(全刈) 機械	3041ぬ6	3.87	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	5	
15	下刈(全刈) 機械	3041ぬ7	4.37	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	4	
16	下刈(全刈) 機械	3041ぬ8	4.66	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	4	
17	下刈(全刈) 機械	3041ぬ10	4.46	ha	自 R7. 6. 2 至 R7. 10. 31	玉一	スギ 2,000本/ha	4	

記入 番号	作業種及び 作業手段	林小班	数 量 (小班面積)	単位	事業期間	担当区	主たる樹種 植栽密度	林令	備 考
1	除伐Ⅱ類 人力	3048す3	3.69	ha	自 R7. 8. 1 至 R7. 11. 29	田沢	スギ	21	作業期間の指定あり
	計		3.69	ha					
1	歩道整備 機械	生保内沢	2.39	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	生保内	—	—	林1～甲介94
2	歩道整備 機械	大深沢①	0.87	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	田沢	—	—	3244～3267
3	歩道整備 機械	大深沢②	0.61	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	田沢	—	—	3294ホ1～3314
4	歩道整備 機械	大深沢③	0.27	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	田沢	—	—	水52～道P12
5	歩道整備 機械	大深沢④	0.99	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	田沢	—	—	水5～未31
6	歩道整備 機械	大深沢⑤	2.59	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	玉川第一	—	—	宝297～宝118
7	歩道整備 機械	飛地	1.66	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	玉川第一	—	—	ト158～仙70
8	歩道整備 機械	大深沢⑥	2.18	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	玉川第二	—	—	道M1～道M130
9	歩道整備 機械	大深沢⑦	1.85	km	自 契約締結日の翌日 至 R7. 12. 5	玉川第二	—	—	チ520～N176
	計		13.41	km					

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。